藤田博之でございます。決議案第 29 号沖宗正明に対する辞職勧告決議案について、反対 の立場から討論を行います。なお、この反対討論は、この後審議をされる決議案第 30 号か ら第 35 号についても同様な思いでありますが、その都度の私からの討論は省略をいたした いと思います。

この決議案は、公職選挙法第 221 条第 1 項に違反しているから反省をして議員を辞職せよ、というものであります。有権者から直接選挙によって選ばれた議員を何ら法的根拠もなく同僚議員が決議案を提出して辞職を求めることが、法治国家の議会として適当なのかどうかまずお考え頂きたいと思うわけであります。議員の立場を奪う、あるいは失う場合の手続きや要件は法律によって厳格に定められております。そのいずれかに該当することになれば、このような決議を求めるまでもなく議員の立場を失うことになります。公職選挙法に違反することで公民権停止になった場合に議員を失職することもその一つです。

先ほども言いましたが、日本国は法治国家であります。ゆえに、違法行為であるか否かの 判断は司法の場でなされ、その罪に対して罰を科すことを司法が行います。司法の判断に従 うのは日本国民の義務であります。その判断である判決の確定に先行して、議会として議員 に辞職を迫ることは、これはまさに人民裁判とでも言うことだろうと思います。

現在、東京地方裁判所で審理がこの問題では続けられております。金銭の供与を受けたとされる証人の尋問が始まったばかりであります。この裁判で審理されることは、議会内で起こったものではなく誰もが見たり聞いたりしているものではありません。こうした中で、この決議案が、マスコミの報道のみで公職選挙法に反していると決めつけ、議員にとって最大の罰であります辞職を議会として強い勧告をしようとするものであります。この決議案には法的拘束力はなく、まさに勧告ですが、決議された議員から見れば政治的あるいは社会的な圧力・影響力は相当強いものがあると思うわけであります。司法の場において、これから事実関係が明らかになりまた何らかの結論が確定することを待たずして、議会が辞職勧告する、議員に最大の罰を与えるという非常に重い決議を市議会として軽々にすべきではない、このように思うわけであります。

最後に繰り返しになりますが、議員は有権者の皆さんの直接選挙により選ばれております。議員の資格は、有権者である市民の皆さんにより適用判断してもらうべきものであります。

従って、この辞職勧告決議案には賛成をできない、反対をするところであります。是非皆 さんのご賛同をお願い申し上げます。